

別表十四（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第25条第3項《資産の評価益》又は第33条第4項《資産の評価損》（これらの規定を震災特例法第17条第1項《被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「評定額等」の各欄は、令第24条の2第5項各号《再生計画認可の決定に準ずる事実等》若しくは第68条の2第4項各号《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に掲げる事実の区分に応じこれらの規定に規定する価額又は震災特例法令第17条第2項《被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》の規定により令第24条の2第5項若しくは第68条の2第4項の規定を読み替えて適用する場合のこれらの規定に規定する価額を記載します。この場合において、令第24条の2第5項第1号又は第68条の2第4項第1号に規定する価額を記載するときは、資産の評価基準、評価方法その他当該価額の算定の根拠を明らかにする事項を別紙に記載して添付します。
- 3 「債務免除等を受けた金額の明細」の各欄は、法人につき法第25条第3項若しくは第33条第4項に規定する政令で定める事実又は震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合において、当該法人が法第25条第3項又は第33条第4項（これらの規定を震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受けるときに記載します。